本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0014_改 0
提出年月日	2020年10月1日

基本設計方針に関する説明資料 【第13条 安全避難通路等】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年10月

東北電力株式会社

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

2

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通)の基本設計方針) 東海第二発電所 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/15版) 女川原子力発電所第2号機 備考 6.3 安全避難通路等 発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的 に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 (「第2号機設備」,「第1号機設備,第1,2,3号機共 表現の相違 用」及び「第1号機設備、第1、2号機共用」)及び照 (共用の明確化。) 明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわな 設計の差異 い避難用照明として、非常用ディーゼル発電機又は灯 (灯具へ給電する電源の相違。) 具に内蔵した蓄電池により電力を供給できる非常灯 (「第2号機設備」,「第1号機設備,第1,2,3号機共 用」及び「第1号機設備、第1、2号機共用」)及び誘 **導**灯(「第2号機設備」、「第1号機設備、第1、2、3号 機共用 | 及び「第1号機設備,第1,2号機共用」)を 設置し、安全に避難できる設計とする。 【13条1】 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明と して、非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照 設備名称の相違 明を設置する設計とする。 設計の差異 【13条2】 (東二は蓄電池内蔵照明を設置するが、女川 は直流電源から受電する作業用照明により 全交流電源喪失時でも照明を確保する。) 非常用照明は非常用高圧母線又は非常用低圧母線、 設備名称の相違 直流照明兼非常用照明は非常用低圧母線及び 125V 蓄 設計の差異 電池, 並びに直流照明は 125V 蓄電池に接続し, 非常用 (東二は蓄電池内蔵照明を設置するが、女川 ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とす は直流電源から受電する作業用照明により 全交流電源喪失時でも照明を確保する。) 【13条3】 直流照明兼非常用照明及び直流照明は、全交流動力 設備名称の相違 電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電 設計の差異 力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまで (東二は蓄電池内蔵照明を設置するが、女川 の間, 点灯可能な設計とする。 は直流電源から受電する作業用照明により 【13条4】 全交流電源喪失時でも照明を確保する。)

赤字:設備,運用又は体制の相違点(設計方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

先行審査プラントの記載との比較表

較表において追記したもの (比較対象外) (原子炉冷却系統施設(共通)の基本設計方針) 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/7/15版) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 設計基準事故に対応するための操作が必要な場所に は、作業用照明を設置することにより作業が可能とな る設計とする。 【13条5】 作業場所までの移動等に必要な照明として内蔵電池 設計の差異 を備える可搬型照明を配備する設計とする。 (女川は,緊急時対策所では非常用照明が機 【13条6】 能喪失した場合に備え,可搬型照明を配備す

る。)

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表						
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
(安全避難通路等)	T. 1 BY 11/2 51 (11/2)		ロ発電用原子炉施設の一	第十一条 安全避難通路等	7,0 E.		
(女王赶掘地时守)			・ 光電/1/パリッ	適合のための設計方針			
			(3) その他の主要な構造	第1項第1号について			
				21. 2.21. • .			
			(i) 本発電用原子炉施設	発電用原子炉施設の建屋			
# 1 - 2 W F III F 7 IC W	W 書田居 7 に投票しまり		は、(1) 耐震構造、(2) 耐津	内には避難通路を設ける。			
第十三条 発電用原子炉施	発電用原子炉施設には、	発電用原子炉施設には、	波構造に加え、以下の基本	また、避難通路には必要に	設備記載の適正化	原子炉冷却系統施設(共通)	
設には、次に掲げる設備を	その位置を明確かつ恒久的	その位置を明確かつ恒久的	的方針のもとに安全設計を	応じて、標識並びに非常灯		6.3 安全避難通路等	
施設しなければならない。	に表示することにより容易	に表示することにより容易	行う。	<u>及び誘導灯</u> (1b を設け, その			
	に識別できる安全避難通路	に識別できる安全避難通路	a. 設計基準対象施設	位置を明確かつ恒久的に表			
一 その位置を明確かつ恒	(「第2号機設備」,「第1号	(「第2号機設備」,「第1号	(f) 安全避難通路等	示することにより容易に識			
久的に表示することにより	機設備, 第1, 2, 3 号機共用」	機設備, 第 1, 2, 3 号機共用」	発電用原子炉施設には,	別できる設計とする。 🗘 🕕			
容易に識別できる安全避難	及び「第1号機設備,第1,	及び「第1号機設備,第1,	その位置を明確かつ恒久的	a 重複)			
通路①	<mark>2 号機共用」)</mark> 及び照明用の	<mark>2 号機共用」)</mark> 及び照明用の	に表示することにより容易				
	電源が喪失した場合におい	電源が喪失した場合におい	に識別できる安全避難通路	第1項第2号について			
二 照明用の電源が喪失し	ても機能を損なわない避難	ても機能を損なわない避難	及び照明用の電源が喪失し	非常灯及び誘導灯は, <u>非</u>			
た場合においても機能を損	用照明として、非常用ディ	用照明として、非常用ディ	<u>た場合においても機能を損</u>	常用ディーゼル発電機又は			
なわない避難用の照明①	ーゼル発電機又は灯具に内	ーゼル発電機又は灯具に内	なわない避難用照明を設け	<u>灯具に内蔵した蓄電池</u> ①c			
	蔵した蓄電池により電力を	蔵した蓄電池により電力を	る設計とする。①a	により、照明用の電源が喪			
	供給できる非常灯(「第2号	供給できる非常灯(「第2号	設計基準事故が発生した	失した場合においても機能			
	機設備」,「第1号機設備,第	機設備」,「第1号機設備,第	場合に用いる作業用照明と	を損なわない設計とする。			
	1, 2, 3 号機共用」及び「第	1, 2, 3 号機共用」及び「第	して,非常用照明,直流照明	◆(①a 重複)			
	1号機設備,第1,2号機共	1号機設備,第1,2号機共	兼非常用照明及び直流照明				
	用」)及び誘導灯(「第2号機	用」) 及び誘導灯 (「第2号機	<u>を設置する設計とする。</u> ②a	第1項第3号について			
	設備」,「第1号機設備,第1,	設備」,「第1号機設備,第1,	非常用照明は非常用高圧母	設計基準事故が発生した			
	2,3号機共用」及び「第1号	2,3号機共用」及び「第1号	線又は非常用低圧母線,直	場合に用いる作業用照明と			
	機設備,第1,2号機共用」)	機設備, 第1,2号機共用」)	流照明兼非常用照明は非常	して,避難用の照明とは別			
	を設置し, 安全に避難でき	を設置し, 安全に避難でき	用低圧母線及び蓄電池(非	に, 非常用照明, 直流照明兼			
	る設計とする。	る設計とする。	常用),並びに直流照明は蓄	非常用照明及び直流照明を			
	【13条1】	①a①b①c 【13 条 1】	電池(非常用)に接続し,非	設置する。 ① (①a 重複) ま			
			常用ディーゼル発電機から	た,作業場所までの移動等			
三 設計基準事故が発生し		設計基準事故が発生した	も電力を供給できる設計と	に必要な照明として, 内蔵	追加要求事項に伴う差異	同上	
た場合に用いる照明(前号		場合に用いる作業用照明と	<u>する。</u> ②b また, <u>作業場所ま</u>	電池を備える可搬型照明を			
の避難用の照明を除く。)及		して, 非常用照明, 直流照明	での移動等に必要な照明と	配備する。 🗘 (③重複)			
びその専用の電源		兼非常用照明及び直流照明	して内蔵電池を備える可搬	非常用照明は,発電用原			
23		を設置する設計とする。	型照明を配備する。③	子炉の停止,停止後の冷却			
		②a 【13条2】		及び監視等の操作が必要と			
【解釈】		-		なる中央制御室及び中央制			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
1 第3号に規定する「設計		非常用照明は非常用高圧		御室で操作が困難な場合に	設備記載の適正化	
基準事故が発生した場合に		母線又は非常用低圧母線,		必要な操作を行う中央制御	追加要求事項に伴う差異	
用いる照明(前号の避難用		直流照明兼非常用照明は非		室外原子炉停止操作室等に		
の照明を除く。)及びその専		常用低圧母線及び 125 <mark>V 蓄</mark> 電		設置する。② また,外部電		
用の電源」は、昼夜、場所を		池, 並びに直流照明は 125 <mark>V</mark>		源喪失時にも必要な照明が		
問わず、発電用原子炉施設		蓄電池に接続し、非常用デ		確保できるよう, 非常用高		
内で事故対策のための作業		ー ィーゼル発電機からも電力		圧母線又は非常用低圧母線		
が生じた場合に、作業が可		を供給できる設計とする。		に接続し、非常用ディーゼ		
能となる照明及び電源を施		②b 【13条3】		ル発電機からも電力を供給		②b 引用元:P1
設すること。なお、現場作業				する設計とする。 🗘 (②b 重		
の緊急性との関連におい				複)		
て、仮設照明 (可搬型) の準		直流照明兼非常用照明及		直流照明兼非常用照明又	追加要求事項に伴う差異	原子炉冷却系統施設(共通)
備に時間的余裕がある場合		び直流照明は,全交流動力		は直流照明は、全交流動力		6.3 安全避難通路等
には、仮設照明による対応		電源喪失時から重大事故等		電源喪失時から重大事故等		
を考慮してもよい。23		に対処するために必要な電		に対処するために必要な電		
		力の供給が常設代替交流電		力の供給が常設代替交流電		
		源設備から開始されるまで		源設備から開始される前ま		
		の間, 点灯可能な設計とす		でに必要な操作を実施する		
		る。		中央制御室及び計測制御電		
		②c 【13条4】		源室等に設置する。③ 直流		
				照明兼非常用照明及び直流		
				照明は, 蓄電池(非常用)に		
				接続し、非常用ディーゼル		
				発電機からも電力を供給す		
				る設計とするほか、全交流		
				動力電源喪失時から重大事		
				<u>故等に対処するために必要</u>		
				な電力の供給が常設代替交		
				流電源設備から開始される		
				までの間, 点灯可能な設計		
				<u>とする。</u> ②c		
				作業用照明は、設計基準		
				事故が発生した場合に必要		
				な操作が行えるように非常		
				灯と同等以上の照度を有す		
				る設計とする。②		
				可搬型照明は, 内蔵電池		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				にて点灯可能な設計とし,		
				全交流動力電源喪失時にお		
				ける緊急時対策所内の可搬		
				型照明保管場所への移動及		
				び緊急時対策所の作業に必		
				要な照度を確保できる設計		
				とする。可搬型照明は,作業		
				開始前に準備可能な場所		
				(緊急時対策所,事務建屋)		
				に配備する。 4		
		設計基準事故に対応する		上記以外の設計基準事故	同趣旨の記載であるが、表	原子炉冷却系統施設(共通)
		ための操作が必要な場所に		に対応するための操作が必	現の違いによる差異あり	6.3 安全避難通路等
		は,作業用照明を設置する		要な場所には、作業用照明	追加要求事項に伴う差異	
		ことにより作業が可能とな		を設置することにより作業		
		る設計とする。		<u>が可能</u> であるが, ②d 万一,		
		②d 【13条5】		作業用照明設置箇所以外で		
				の対応が必要になった場合		
				には、初動操作に対応する		
		作業場所までの移動等に		運転員が常時滞在している	同趣旨の記載であるが、表	同上
		必要な照明として内蔵電池		中央制御室に配備する可搬	現の違いによる差異あり	
		を備える可搬型照明を配備		型照明(内蔵電池にて点灯	追加要求事項に伴う差異	
		する設計とする。		可能な懐中電灯等) を活用		
		③ 【13条6】		する。�		③引用元:P1
				10. その他発電用原子炉の		
				附属施設		
				10.11 安全避難通路等		
				10.11.1 概要③		
				照明用電源は, 所内低圧		
				系統より,原子炉建屋内,タ		
				ービン建屋内及び制御建屋		
				内の照明設備へ給電する。		
				また, 所内高圧系統より, 緊		
				急時対策建屋内の照明設備		
				へ給電する。		
				中央制御室及びその他必		
				要な場所の非常灯及び誘導		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可、技術基準規則	備考
•	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八 灯は,常用母線又は非常用	及び基本設計方針との対比	
				母線から給電するととも		
				に、照明用の電源が喪失し		
				た場合には非常用ディーゼ		
				ル発電機又は内蔵蓄電池か		
				ら給電する。		
				設計基準事故が発生した		
				場合に用いる作業用照明と		
				して,非常用照明,直流照明		
				兼非常用照明及び直流照明		
				を設置する。非常用照明は		
				非常用高圧母線又は非常用		
				低圧母線, 直流照明兼非常		
				用照明は非常用低圧母線及		
				び蓄電池(非常用)並びに直		
				流照明は蓄電池(非常用)に		
				接続し、非常用ディーゼル		
				発電機からも電力を供給で		
				きる設計とする。		
				また,作業場所までの移		
				動等に必要な照明として内		
				蔵電池を備える可搬型照明		
				を配備する。		
				上記以外で、その他現場		
				作業が必要となった場合を		
				考慮し,内蔵電池を備える		
				可搬型照明を配備する。		
				10.11.2 設計方針③		
				安全避難通路には、その		
				女生避難連路には、その位置を明確かつ恒久的に表		
				位 世 を 明確 かっ 世 久 的 に 衣 示 す る こ と に よ り , 容 易 に		
				満別できるように避難用照		
				明を設置する。また、避難用		
				照明は、照明用の電源が喪		
				失した場合においても機能		
				を損なうおそれがないよう		
				ではなりわて40mなりより		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	安水争頃との対比衣ら	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
3X1132 1 796X1 7111V	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	VIII J
				にする。さらに、設計基準事		
				故が発生した場合に用いる		
				照明(避難用の照明を除		
				く。) 及びその専用の電源を		
				設ける。		
				10 11 0 全面部件		
				10.11.3 主要設備 10.11.3.1 照明設備 ③		

				照明用電源は、モータコ		
				ントロールセンタ等の所内		
				低圧系統から原子炉建屋		
				内、タービン建屋内及び制御は最中の四門記憶・公園		
				御建屋内の照明設備へ給電		
				する。また、メタルクラッド		
				開閉装置の所内高圧系統か		
				ら緊急時対策建屋内の照明		
				設備へ給電する。		
				中央制御室及びその他必		
				要な場所の非常灯及び誘導		
				灯は、常用母線又は非常用		
				母線から給電するととも		
				に, 照明用の電源が喪失し		
				た場合には非常用ディーゼ		
				ル発電機又は内蔵蓄電池か		
				ら給電する。		
				設計基準事故が発生した		
				場合に用いる照明として、		
				避難用の照明とは別に非常		
				用照明, 直流照明兼非常用		
				照明及び直流照明を設置す		
				る。		
				非常用照明は、外部電源		
				喪失時にも必要な照明を確		
				保できるように、非常用母		
				線に接続し、非常用ディー		
				ゼル発電機からも電力を供		
				給できる設計とする。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 〈関連する資料〉

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				直流照明兼非常用照明及		
				び直流照明は、全交流動力		
				電源喪失時から重大事故等		
				に対処するために必要な電		
				力の供給が常設代替交流電		
				源設備から開始されるまで		
				の間、点灯可能なように蓄		
				電池(非常用)からの電力を		
				供給できる設計とする。蓄		
				電池 (非常用) は非常用低圧		
				母線からの給電により充電		
				状態で待機する設計とす		
				る。		
				これらの作業用照明によ		
				り、設計基準事故で操作が		
				必要となる場所及びアクセ		
				スルートの照明を確保で		
				き,昼夜,場所を問わず作業		
				が可能な設計とする。		
				可搬型照明は, 内蔵電池		
				にて点灯可能な設計とし,		
				緊急時対策所における全交		
				流動力電源喪失時における		
				緊急時対策所の作業に必要		
				な照度を確保できる設計と		
				する。		
				可搬型照明は,以下のと		
				おりに配備する。		
				(1) 全交流動力電源喪失時		
				における緊急時対策所内の		
				可搬型照明保管場所への移		
				動時の照度を確保するため		
				に,発電所対策本部要員及		
				び重大事故等対応要員が持		
				参し、作業開始前に準備可		
				能なように事務建屋に配備		
				する。		
	1	1	l	1		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
[X	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	7 ·· anv
				(2) 全交流動力電源喪失時		
				における緊急時対策所内の		
				照度を確保するために,事		
				故対応時に発電所対策本部		
				要員及び重大事故等対応要		
				員が滞在する緊急時対策所		
				に配備する		
				上記以外の設計基準事故		
				に対応するための操作が必		
				要な場所には,作業用照明		
				を設置することにより作業		
				が可能であるが, 万一, 作業		
				用照明設置箇所以外での対		
				応が必要になった場合に		
				は、初動操作に対応する運		
				転員が常時滞在している中		
				央制御室に配備する可搬型		
				照明(内蔵電池にて点灯可		
				能な懐中電灯等)を活用す		
				3 .		
				10.11.4 手順等令		
				安全避難通路等は,以下		
				の内容を含む手順を定め,		
				適切な管理を行う。		
				(1) 非常用照明,直流照明		
				兼非常用照明及び直流照明		
				は、外観検査及び性能検査		
				を行う。		
				(2) 可搬型照明は, 緊急時		
				対策所及び万一,作業用照		
				明設置箇所以外での対応が		
				必要になった時に迅速に使		
				用できるよう,必要数及び		
				保管場所を定める。		
				(3) 可搬型照明は,員数確		
				認及び点灯確認を行う。		

【第13条 安全避難通路等】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

	大の取削の与え力								
第	第13条(安全避難通路等)								
1.	技術基準の条文,解釈への	D適合性に関する考え方							
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	添付書類						
1	安全避難通路の設置 非常灯,誘導灯の設置	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1 — 1 <u>=</u>	_	a, b				
2	作業用照明の設置	同 上	1 三	1	b				
3	可搬型照明の設置	同上	1 三	1	b				
2.	設置許可本文のうち、基本	に設計方針に記載しないことの考え方	ī						
No.	項目	考え方			添付書類				
	なし								
3.	設置許可添八のうち、基本	お設計方針に記載しないことの考え方	î						
No.	項目	考え方	添付書類						
1>	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。						
\$	作業用照明の設置	具体的な設置は「非常用照明に関する説明書及び取付箇 所を明示した図面」に記載する内容であるため、基本設 計方針に記載しない。							
3>	安全避難通路の設計方針	設備の補足的な記載であり記載しな	い。		_				
4>	可搬型照明の配備	具体的な内容は「非常用照明に関する説明書及び取付箇							
\$	手順等 設備設計の前提を担保する運用ではないため記載しな								
4.	詳細な検討が必要な事項								
No.		書類名							
а	安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面								
b	非常用照明に関する説明	書及び取付箇所を明示した図面							
С	発電用原子炉の設置の許可	可との整合性に関する説明書							
d	設計及び工事に係る品質で	マネジメントシステムに関する説明書	<u></u>						